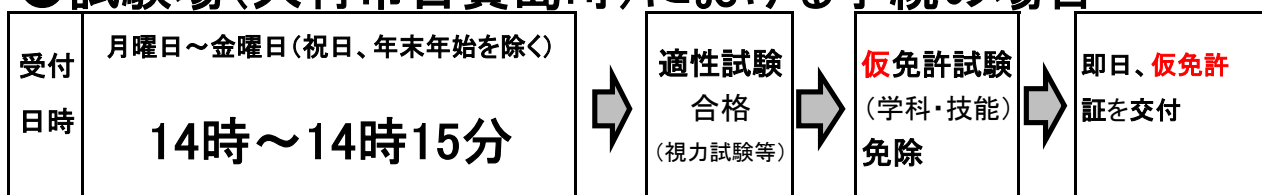


失効再取得の申請手続

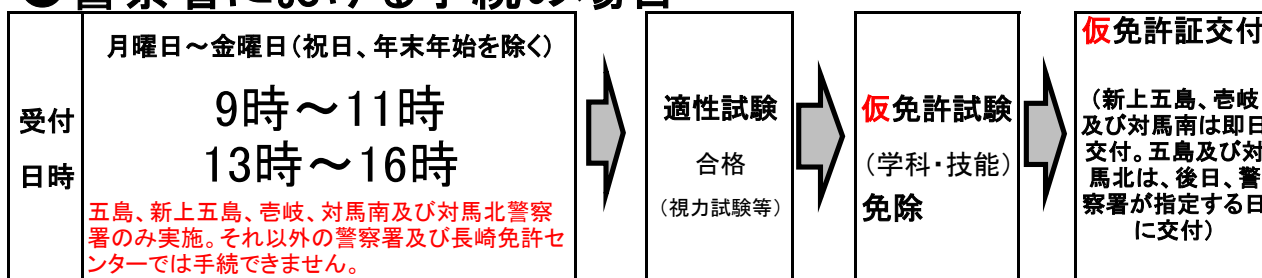
R8年4月～

○ 失効後、理由なく6か月以上再取得の手続ができなかった1年未満の方(二輪免許は除きます。)

● 試験場(大村市古賀島町)における手続の場合



● 警察署における手続の場合



● 長崎免許センターでは受付できません。

※仮免許証の交付を受けた後は、

- ① 試験場で一般受験(本免許学科・技能試験)、取得時講習等の受講
⇒ 本免許証交付
- ② 指定自動車教習所を卒業 ⇒ 本免許学科試験合格 ⇒ 本免許証交付
のいずれかの手続となります。

【注意事項】

・失効した免許証が大型、中型、準中型又は普通を運転できる免許であった場合は大型、中型、準中型又は普通の「仮免許」の仮免許の学科試験・技能試験が免除となります。

※ 申請は、上記のうち1つの免種の仮免許証のみ選べます。

・運転免許が失効して1年を過ぎると仮免許試験免除の適用を受けることができません。

・住所地在五島、新上五島、壱岐、対馬南及び対馬北警察署管内以外の方は、運転免許試験場(大村市)でしか手続できません。